

## 鈴鹿市農業委員会告示第2号

鈴鹿市農業委員会事務局設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月16日

鈴鹿市農業委員会 会長 鈴木 秀

### 鈴鹿市農業委員会事務局設置規程の一部を改正する告示

鈴鹿市農業委員会事務局設置規程（昭和44年鈴鹿市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事務の処理) 第4条 事務の処理に当たつては、会長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項については、次長において専決することができる。 (1) 略 (2) 農地法（昭和27年法律第229号）による農地の買収又は売渡しに関すること。 (3)～(8) 略 2 略	(事務の処理) 第4条 事務の処理に当たつては、会長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項については、次長において専決することができる。 (1) 略 (2) 農地法（昭和27年法律第229号）による農地の買収又は売渡し及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の登記事務に関すること。 (3)～(8) 略 2 略
(事務分掌) 第5条 委員会の運営に必要な事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 鈴鹿市長の権限に属する事務の委任	(事務分掌) 第5条 委員会の運営に必要な事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 地方自治法第180条の2の規定に基

<p><u>及び補助執行に関する規則（令和7年鈴鹿市規則第12号）</u>に基づき市長が委員会に委任した事務</p> <p>(3) 法第35条第1項の規定に基づく立入調査のほか、農地法第14条第1項に規定する法人の事務所等への立入調査</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、委員会の所掌事務</u>を行うために必要な事務</p>	<p><u>づく鈴鹿市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成16年規則第35号）</u>に基づき市長が委員会に委任した事務</p> <p>(3) 法第35条第1項の規定に基づく立入調査のほか、農地法<u>（昭和27年法律第229号）</u>第14条第1項に規定する法人の事務所等への立入調査</p> <p>(4) <u>前各号に掲げるほか委員会の所掌事務</u>を行うために必要な事務</p>
--	---

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。